



# 島根県報

平成23年6月7日（火）

第2,296号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

身体障害者福祉法の規定による医師の指定	（障がい福祉課）	2
土地改良区の役員の就任及び退任	（農 村 整 備 課）	2
土地改良区の定款変更の認可	（       "      ）	3

### 【公 告】

基本測量の実施	（用 地 対 策 課）	4
公共測量の実施	（       "      ）	4
河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管	（河 川 課）	4

### 【特定調達公告】

平成23年度除雪機械の購入に係る一般競争入札の実施	（道 路 維 持 課）	5
---------------------------	-------------	---

**告 示****島根県告示第411号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
早 瀨 達也	呼吸器内科	松江市立病院	松江市乃白町31-1	平成23年5月26日
宮本 雄一	内科	浜田市国民健康保険あさひ診療所	浜田市旭町丸原138-1	平成23年5月26日
永村 徳浩	リウマチ科	島根県立中央病院	出雲市姫原4丁目1-1	平成23年5月26日
真田 英明	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成23年5月26日
井上 尊人	整形外科	島根大学医学部附属病院	出雲市塩冶町89-1	平成23年5月26日
平部 俊哉	内科	隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成23年5月26日
山之内 智志	内科	隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成23年5月26日
桐田 由季子	整形外科	隠岐広域連立立隠岐病院	隠岐郡隠岐の島町城北町355	平成23年5月26日
横田 和久	内科	隠岐広域連立立隠岐島前病院	隠岐郡西ノ島町美田2071-1	平成23年5月26日

**島根県告示第412号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

平田斐伊川以北土地改良区

## 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

原 重義 出雲市灘分町1040番地  
 土江 晃徳 出雲市灘分町1293番地  
 日野 和則 出雲市灘分町1865番地  
 多久和修一 出雲市灘分町1230番地  
 土江 武夫 出雲市灘分町1386番地  
 長廻 毅 出雲市灘分町1941番地  
 土江 一弘 出雲市灘分町2034番地  
 竹内 安夫 出雲市灘分町1783番地  
 久家 要一 出雲市灘分町1552番地  
 福間 善伸 出雲市灘分町2310番地  
 岡 定徳 出雲市灘分町2430番地  
 河中 義秋 出雲市灘分町2741番地  
 土江 朝男 出雲市平田町5805番地

河原 隆 出雲市平田町2585番地  
周藤 操夫 出雲市園町1317番地 1  
吾郷 勝美 出雲市鹿園寺町121番地 2

## 監事

三島 壽治 出雲市灘分町2001番地  
高橋 昭好 出雲市灘分町1246番地  
福田 武 出雲市灘分町1598番地  
西尾 洋治 出雲市灘分町2571番地

## 2 就任年月日

平成23年4月1日

## 3 退任した役員の氏名及び住所

## 理事

吉田 和夫 出雲市灘分町2700番地  
岡 定徳 出雲市灘分町2430番地  
原 重義 出雲市灘分町1040番地  
土江 晃徳 出雲市灘分町1293番地  
日野 和則 出雲市灘分町1865番地  
多久和修一 出雲市灘分町1230番地  
高橋 正吉 出雲市灘分町1355番地  
常松 正夫 出雲市灘分町2110番地  
岩浅 昭義 出雲市灘分町2155番地  
竹内 安夫 出雲市灘分町1783番地  
久家 要一 出雲市灘分町1552番地  
福間 善伸 出雲市灘分町2310番地  
土江 朝男 出雲市平田町5805番地  
河原 隆 出雲市平田町2585番地  
田中 和雄 出雲市園町1324番地  
立石 住義 出雲市鹿園寺町57番地

## 監事

三島 壽治 出雲市灘分町2001番地  
高橋 昭好 出雲市灘分町1246番地  
福田 武 出雲市灘分町1598番地  
河中 義秋 出雲市灘分町2741番地

## 島根県告示第413号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平田斐伊川以北土地改良区の定款変更を平成23年5月31日付けで認可した。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

---

**公 告**

---

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
基本測量（電子国土基本図（地図情報）整備）
  - 2 作業期間  
平成23年5月12日から平成24年3月31日まで
  - 3 作業地域  
県内全域
- 

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について益田市中吉田平田土地区画整理組合理事長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（4級基準点測量）
  - 2 作業期間  
平成23年6月1日から平成23年12月28日まで
  - 3 作業地域  
益田市中吉田町の一部の地域
- 

河川法（昭和39年法律第167号）第75条第1項の規定により命じた措置について、同条第3項の規定により河川管理者又はその命じた者若しくは委任した者において当該措置を行い、同条第4項の規定により当該工作物を保管したので、同条第5項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の3第1項第2号の規定により次のとおり公告する。

なお、当該工作物の保管に要した費用については、河川法第75条第9項の規定により、当該工作物の返還を受けるべき所有者等の負担とする。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量  
船舶1隻その他船体附属物一式
  - 2 当該工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除去した日時
    - (1) 場所  
二級河川十間川水系十間川（出雲市湖陵町差海地内）にしはま大橋上流約10mの河川中央部
    - (2) 日時  
平成23年5月14日8時30分から平成23年5月14日10時00まで
-

## 3 当該工作物の保管を始めた日時及び保管の場所

## (1) 日時

平成23年5月14日10時00分

## (2) 場所

出雲市湖陵町差海1503番5

## 4 当該工作物を返還するため必要な事項

(1) 当該工作物の所有者、占用者その他工作物について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所が確認できる書類の掲示

(2) 所有者等であることを証明する書類の掲示

## 5 本件に関する問合せ先及び関係図書の閲覧場所

〒693-8511 出雲市大津町1139

出雲県土整備事務所維持管理部管理第一グループ 電話0853-30-5632

## 特 定 調 達 公 告

次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により公告する。

平成23年6月7日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 入札に付する事項

## (1) 件名、数量及び納入先

- ア ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- イ ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、雲南県土整備事務所
- ウ ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、出雲県土整備事務所
- エ ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、益田県土整備事務所
- オ ロータリー除雪車（2.2m級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- カ 除雪ドーザー（11t級）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- キ 除雪ドーザー（11t級）、1台、雲南県土整備事務所仁多土木事業所
- ク 除雪ドーザー（11t級）、1台、出雲県土整備事務所
- ケ 小形除雪車（1.0m級）、1台、松江県土整備事務所
- コ 小形除雪車（1.0m級）、1台、松江県土整備事務所広瀬土木事業所
- サ 小形除雪車（1.0m級）、1台、雲南県土整備事務所
- シ 小形除雪車（1.0m級）、1台、出雲県土整備事務所
- ス 小形除雪車（1.0m級）、1台、県央県土整備事務所
- セ 小形除雪車（1.0m級）、1台、県央県土整備事務所大田事業所
- ソ 小形除雪車（1.0m級）、1台、益田県土整備事務所
- タ 小形除雪車（1.0m級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- チ 小形除雪車（1.0m級）、1台、隠岐支庁県土整備局
- ツ 除雪ドーザー（8t級）、1台、松江県土整備事務所
- テ 除雪ドーザー（8t級）、1台、出雲県土整備事務所
- ト 除雪ドーザー（8t級）、1台、県央県土整備事務所

- ナ 除雪ドーザー（8 t級）、1台、益田県土整備事務所
  - ニ 除雪ドーザー（8 t級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
  - ヌ 除雪ドーザー（8 t級）、1台、隠岐支庁県土整備局
  - ネ 除雪トラック（7 t級）、1台、松江県土整備事務所
  - ノ 除雪トラック（7 t級）、1台、益田県土整備事務所津和野土木事業所
- 全ては、それぞれの入札とする。

(2) 入札案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成23年11月30日（水）

(4) 納入場所

納入先事務所長が指定する場所

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の各号のいずれかに該当すると認められる事実があった後、2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 物品の売買、借入れ等に係る入札参加資格審査要綱（昭和45年島根県告示第4号）第4条の規定により、営業種目が大分類「(4)機械器具類」、中分類「(4)産業機器」又は大分類「(5)車両船舶類」、中分類「(1)車両類」の入札参加資格の認定を受けている者であること。
- (4) 島根県が行う建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、入札日においてその措置の期間が満了していない者でないこと。

3 入札方法

- (1) この案件は、電子入札対象案件とする。入札書は、島根県電子調達共同利用システム（以下「電子調達システム」という。）により提出すること。

なお、やむを得ない事由により電子調達システムで入札書を提出することができない場合は、県の承認を得て、書面により提出すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）を落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

また、入札する金額には、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車リサイクル料金を含めないこと。

4 入札参加希望者に要求される事項

- (1) この入札に参加を希望する者は、平成23年7月12日（火）午後5時までに、入札説明書に定める入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）を提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。
- (2) 提出された申請書に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (3) 期限までに申請書を提出しなかった者又は入札参加資格がないと認められた者は、この入札に参加することができない。

5 入札及び開札の日時等

- (1) 電子調達システムによる入札の期間

平成23年7月20日（水）午前10時から平成23年7月21日（木）午後5時まで

- (2) 書面による入札の日時及び場所

ア 日時

平成23年7月21日（木）午後4時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

(3) 開札の日時及び場所

ア 日時

平成23年7月22日（金）午前10時

イ 場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

6 入札説明書の交付方法

本公告の日から平成23年7月12日（火）までの間、電子調達システムにより交付する。

なお、これにより難しい場合は次のとおり交付するほか、島根県ホームページ上に公開する。

(1) 交付期間

本公告の日から平成23年7月12日（火）までの日（島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

島根県松江市殿町8番地 島根県土木部道路維持課道路管理グループ

7 その他

(1) 契約手続に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札者が見積もった契約希望金額の100分の5以上を納付すること。ただし、島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）第61条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県会計規則第69条の2各号のいずれかに該当する場合は、免除する。

(4) 入札執行の取りやめ又は延期

不正の入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札を取りやめ、又は延期することがある。

(5) 郵便入札

平成23年7月21日（木）午後4時までに5の(2)のイの場所に必着とする。

(6) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者が入札をしたとき、その他島根県会計規則第63条各号のいずれかに該当するときは、当該入札者の入札は無効とする。

(7) 落札者の決定方法

島根県会計規則第62条の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(8) 契約書作成の要否

要する。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased :

- a Rotary snowplow in the 2.2m class : 1
- b Rotary snowplow in the 2.2m class : 1
- c Rotary snowplow in the 2.2m class : 1
- d Rotary snowplow in the 2.2m class : 1
- e Rotary snowplow in the 2.2m class : 1
- f Tractor with snow plow 11ton class : 1
- g Tractor with snow plow 11ton class : 1
- h Tractor with snow plow 11ton class : 1
- i Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- j Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- k Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- l Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- m Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- n Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- o Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- p Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- q Rotary snowplow in the 1.0m class : 1
- r Tractor with snowplow 8ton class : 1
- s Tractor with snowplow 8ton class : 1
- t Tractor with snowplow 8ton class : 1
- u Tractor with snowplow 8ton class : 1
- v Tractor with snowplow 8ton class : 1
- w Tractor with snowplow 8ton class : 1
- u Snow removing truck 7ton class : 1
- x Snow removing truck 7ton class : 1

(2) Bid tendering date and time :

from 10 : 00a.m. , 20 July, 2011 to 5 : 00p.m. , 21 July, 2011

(3) Contact point for the notice :

Road Maintenance Division, Shimane Prefectural Government

8 Tono-machi, Matsue-City, Shimane, 690-8501 Japan

TEL : 0852-22-6046